

国会を通して日本政府が決めたことですから、裁判員制度はなにがなんでも来年から始まるようです。

今年の秋には、市町村の「選挙管理委員」がクジで選んで、皆さんのうちのどれかは(めでたく)当選し、市の「裁判員候補者名簿」にのせられ、その通知の郵便が届きます。

まあ戦前の旧日本軍の赤紙(兵隊へ入れという招集令状)に似たようなものが、突然舞いこむわけです。

なんでこんなものが出来たか？

皆さんがマスコミにおどらされ、だまされて、「平成の水戸黄門」などと絶賛し失脚した中坊公平が、人気取りに言い出し、それに

つ

られてしまったのが、あとの祭りというものです。まあ、小泉首相の「郵政民営化」におどらされた今の政情と似たようなものです。

政府が国会を通じ、重大な刑法犯罪は裁判員六名と裁判官三名の九名で、合議法廷を開くべしと決めたからには、最高裁もやらざるを得ません。なんとテレビで裁判員のコマージュです。最高裁判所が「本腰を入れて裁判員制度は良いものだと言せよ」と命令すれば、全国の高等裁判所も地方裁判所も、いやでも

弁護士の日記

裁判員制度反対(その4)

美和 勇夫

おうでも啓蒙(宣伝)活動をやらざるをえません。多治見や御嵩の裁判所では重大犯罪は裁けないので、裁判員法廷はないのですが、啓蒙活動はやらなければならぬのです。

(昨年も多治見の裁判所が)

裁判官の広報

「裁判というのは確かに簡単ではありませんが、一人出ないことも裁判員の皆さん六名とプロの裁判官三名の九人で力を合わせれば出来るのではないのでしょうか！」

★ある定年退官された

たまじめな

裁判官の話

「重犯罪事

件というのは

たくさんあり

現在三名の合

議によって裁

いているので

すが、すべての裁判の記録を

裁判長はじめ三名全員がい

ちいちこまかく検討している

時間はどうもありません。三

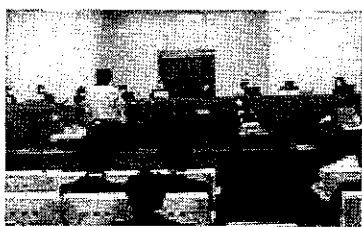
名といつても実際は事件をわ

けて交代当番で検討せざるを

えないのが実情です」

★ある高等裁判所の

★私の意見



「それに加えて、ドントの庶民が六名も入ってくれば、まず刑事裁判のイロハから裁判官が説明しなくてはなりません。あしでまといになることは、火を見るより明らかです」

しかし現場の裁判官はとてもそんな本当のことは言えないのです。この新聞をよんでおられる地元国会議員の先生！なんとかしていただけませんでしょうか？